

I T化推進特別委員会運営要領

市川ハイツ管理組合

I T化推進特別委員会運営要領

平成14年7月14日制定

市川ハイツ管理組合理事会は、その付属諮問機関として下記により「I T化推進特別委員会」を設置する事が出来る。設置する場合は次の要領による。

第1条 委員の選任

- ① 「市川ハイツI T化推進特別委員会」(以下、単に委員会と言う)は原則として7月に始まり翌年6月に終了する。
- ② 特別委員の任期は1年以内とし、就任日に係わらず、毎年6月に終了する。但し、再任を妨げないが何れの場合も連続しては3期を越えない。後任者は前任者の任期を引継ぐ。
- ③ 特別委員は居住する組合員の中から、次により理事会が選任する。
 - ア. 一般委員の定員は10名程度以内とし公募する。
但し、内数名は当該業務等に知識を有する組合員から優先選任することが出来る。
 - イ. 理事委員の定員は4名とする。
毎年度新委員会発足迄に新理事会が2名の新委員を推薦し、その委員は理事会が理事を退任した後の翌年6月迄担当する。従って、委員は7月より翌々年6月迄の通算2期を務める事となる。此の間、理事委員の交代は同じ理事会内で行うことが出来る。
 - ウ. 必要な工事実施の際は、工事終了迄任期延長並びに定員を越えて臨時の委員を選任することが出来る。

第2条 委員会の役割

- ① 「市川ハイツA B両棟のI T(情報技術)化を推進する最良の対応策はどうあるべきか」並びにその他の文書に依る諮問に対し、
 - ・今後の対応方針、方式の選定、資金計画 等について理事会宛答申する。
- ② 答申は文書で行う。必要に応じ理事会宛てに中間報告を行う。対内外調査を行った場合等は、その都度結果を報告する。
- ③ 必要な工事実施が決定された場合は、諮問に応じプロバイダーの選定、工事見積書・契約書内容・その他の必要な助言をする。又、要請に応じその実施担当部門として必要な活動を行う。

第3条 委員会の開催

①委員会には、委員長・副委員長・書記等を置き、互選する。委員会は委員の2分の1以上の出席で成立し多数決で決議する。但し、少数意見を付記することが出来る。

②委員会は会議の都度会議記録を作成し、理事会に報告する。理事会は必要に応じその内容を広報する。組合員は委員会に関する全ての文書を閲覧出来る。

③理事長（＝諮問者、副理事長等への委任可）は顧問とする。顧問は採決には参加しない。

④委員会の開催日は予め掲示その他の方法で組合員に告示する。一般組合員は委員会を自由に傍聴し許可を得て意見を述べる事が出来るが、採決には加われない。

第4条 その他

①委員会は理事会が諮問の必要がないと判断した場合は、休会又は終了する。

②委員会の活動に要する費用は理事会運営費用に準じる事とし、理事会の承認を要する。

③「IT化推進特別委員会運営要領」の改廃は総会において過半数の賛成を要する。

以上